

直監告示第 15 号

令和 7 年 3 月 5 日付 直監告示第 10 号により公表した監査の結果について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 7 年 3 月 31 日

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

子育て・障がい支援課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
財務事務について	備品管理について、「ウェイブバランス平均台収納ケース付き」が、民間施設に貸し出されているが、直方市財務規則に則した所定の手続きがなされていない。	備品管理について、「ウェイブバランス平均台収納ケース付き」（備品番号 21949）が、民間施設に貸し出されているが、直方市財務規則第 196 条第 1 項及び第 2 項並びに第 197 条に則した貸付手続きがなされていないため、同規則に則った処理をされたい。	令和 7 年 2 月 14 日に「ウェイブバランス平均台収納ケース付き」（備品番号 21949）の保管場所を市庁舎に移しました。	令和 7 年 2 月 14 日
文書事務について (契約事務)	「子育て短期支援事業委託料」について、契約締結伺の決裁権者は「部長」であるが「課長」となっている。	「子育て短期支援事業委託料」について、予定価格 1 件 1,000 万円未満の契約締結伺の決裁権者は「部長」であるが「課長」となっているため、直方市事務代決及び専決規則に則した処理をされたい。 なお、この場合の予定価格とは 1 件当たりの単価ではなく、予定価格の総額を示すものであることに留意されたい。	直方市事務代決及び専決規則に即した事務処理に務めます。	令和 7 年 3 月 19 日